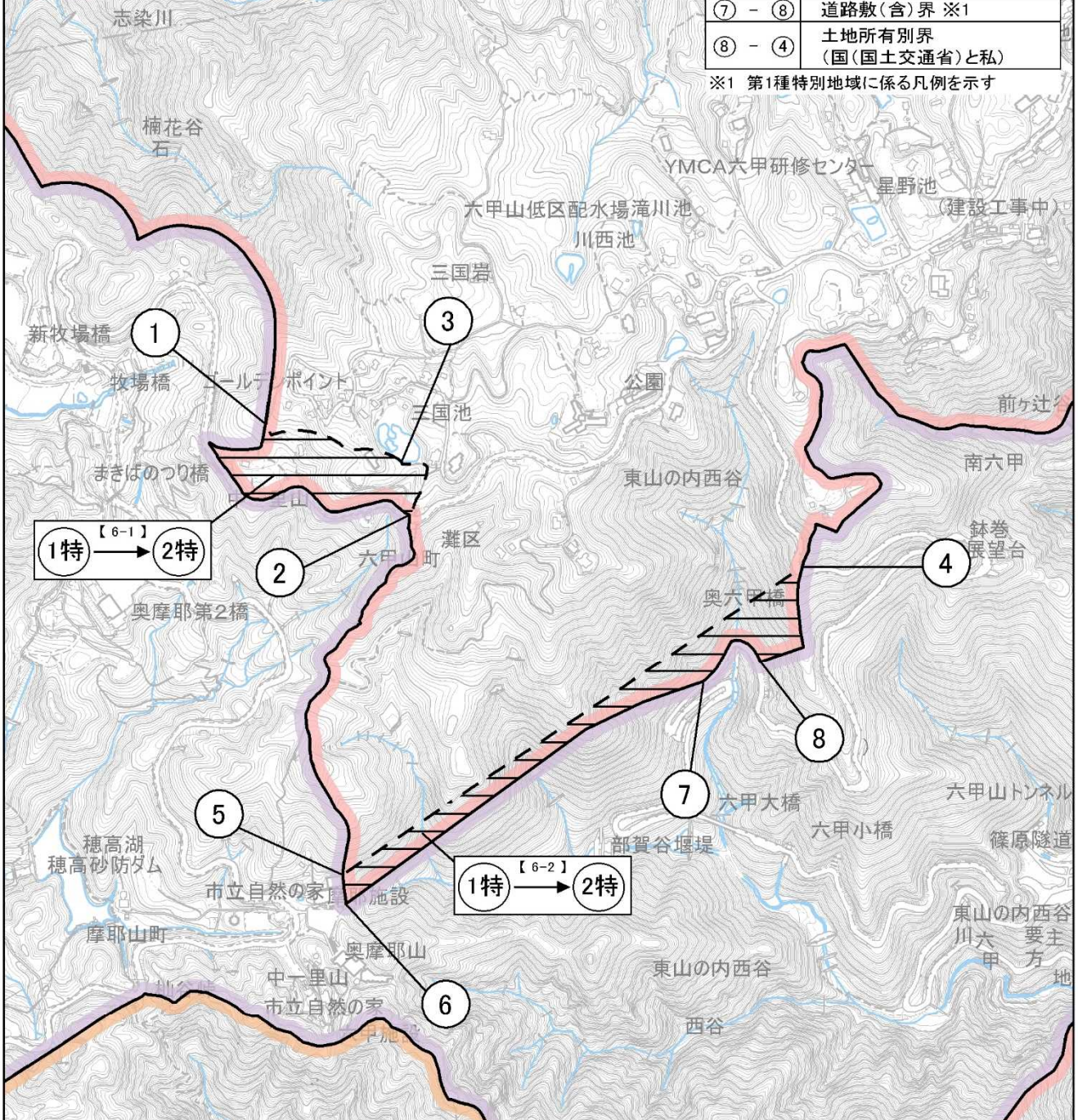


保護規制計画変更図 4

変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域

凡例	
【6-1】	
① - ②	道路敷(含)界 ※1
② - ③	土地所有別界(公と私)
③ - ①	道路中心線から100m線界
【6-2】	
④ - ⑤	土地所有別界(公と私)
⑤ - ⑥	土地所有別界(公(神戸市)と私)
⑥ - ⑦	土地所有別界(国(国土交通省)と私)
⑦ - ⑧	道路敷(含)界 ※1
⑧ - ④	土地所有別界(国(国土交通省)と私)

※1 第1種特別地域に係る凡例を示す

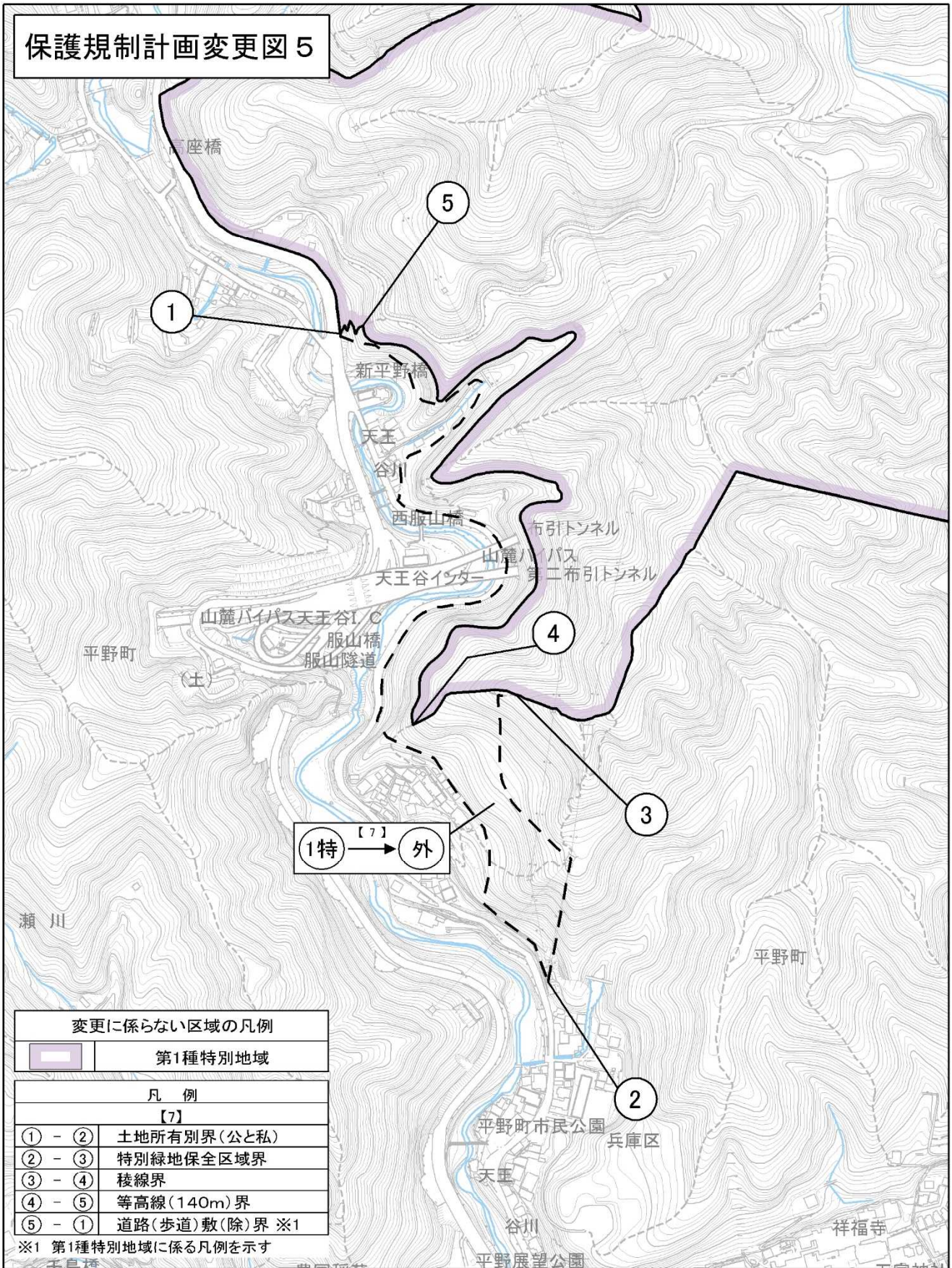


1:10,000

0 100 200 400 m



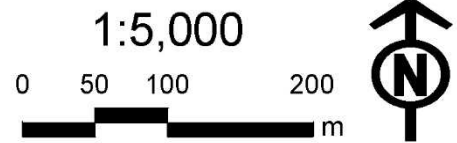
保護規制計画変更図 5



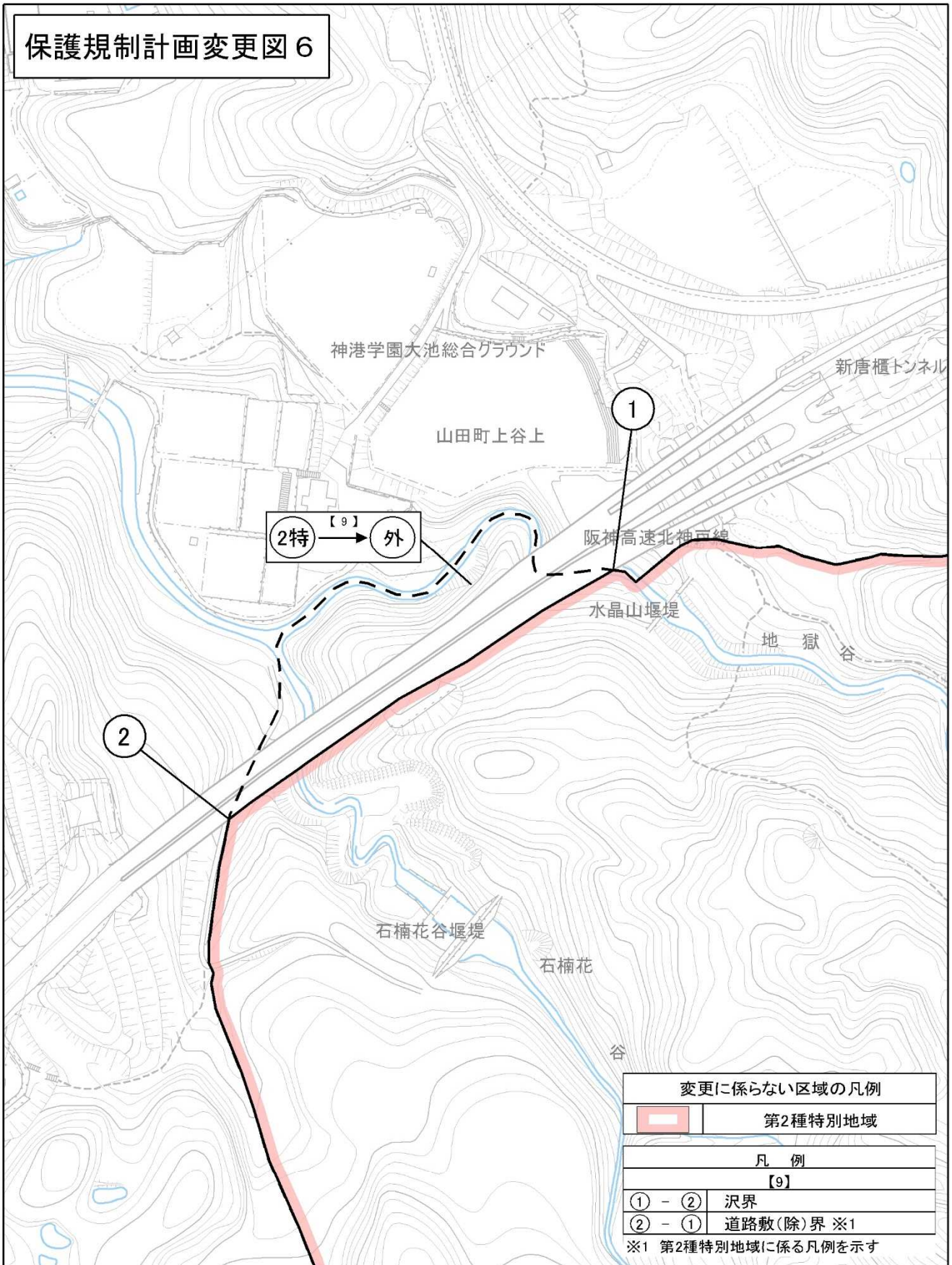
①特 → ⑦ 外

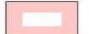
変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域
凡例	
【7】	
① - ②	土地所有別界(公と私)
② - ③	特別緑地保全区域界
③ - ④	稜線界
④ - ⑤	等高線(140m)界
⑤ - ①	道路(歩道)敷(除)界 ※1

※1 第1種特別地域に係る凡例を示す



保護規制計画変更図 6



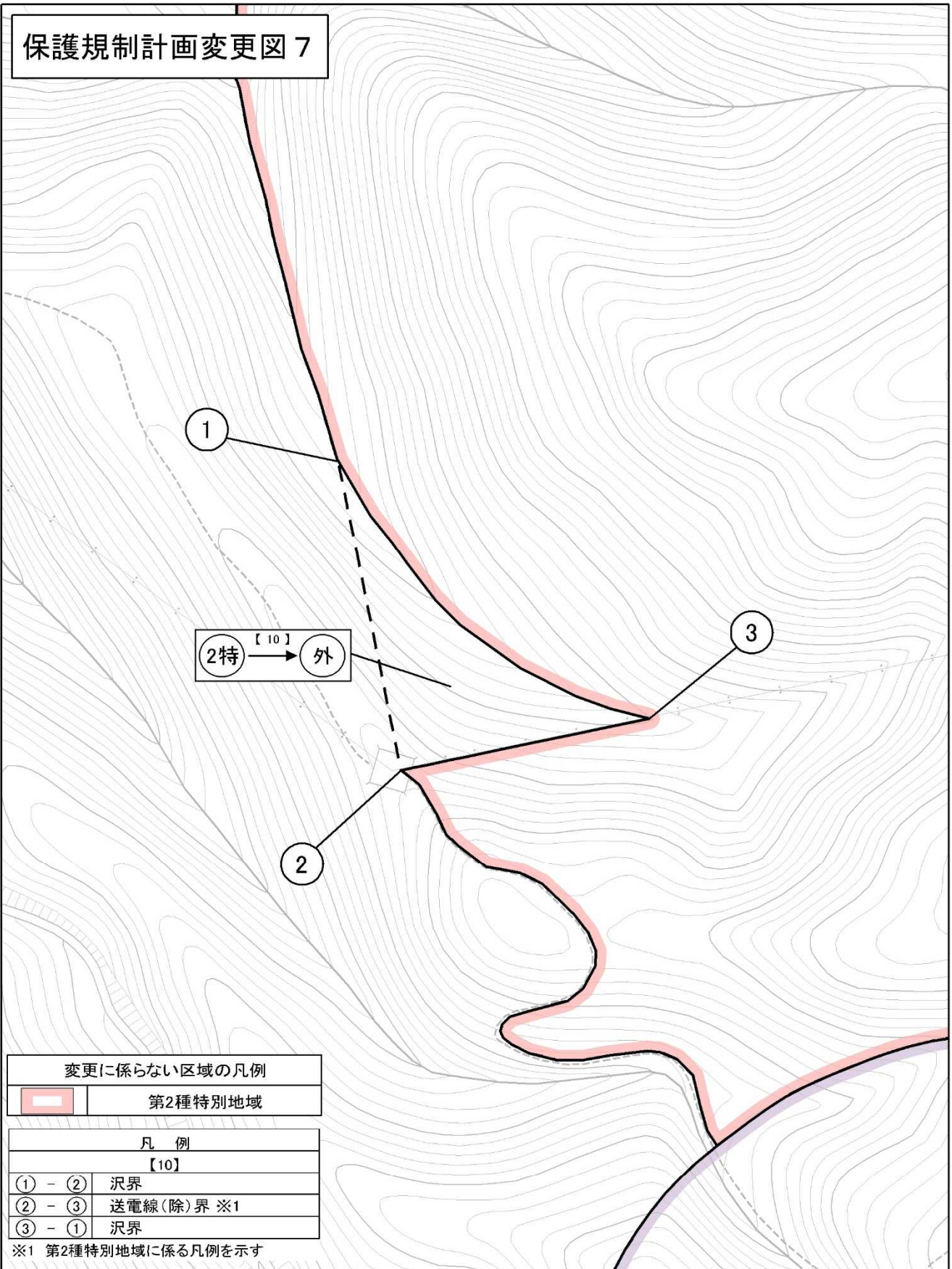
変更に係らない区域の凡例	
	第2種特別地域
凡例	
【9】	
① - ②	沢界
② - ①	道路敷(除)界 ※1

※1 第2種特別地域に係る凡例を示す

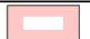
1:3,000



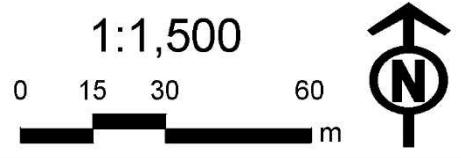
保護規制計画変更図 7



②特 [10] 外

変更に係らない区域の凡例	
	第2種特別地域
凡例	
【10】	
① - ②	沢界
② - ③	送電線(除)界 ※1
③ - ①	沢界

※1 第2種特別地域に係る凡例を示す



4 事業計画の変更等内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

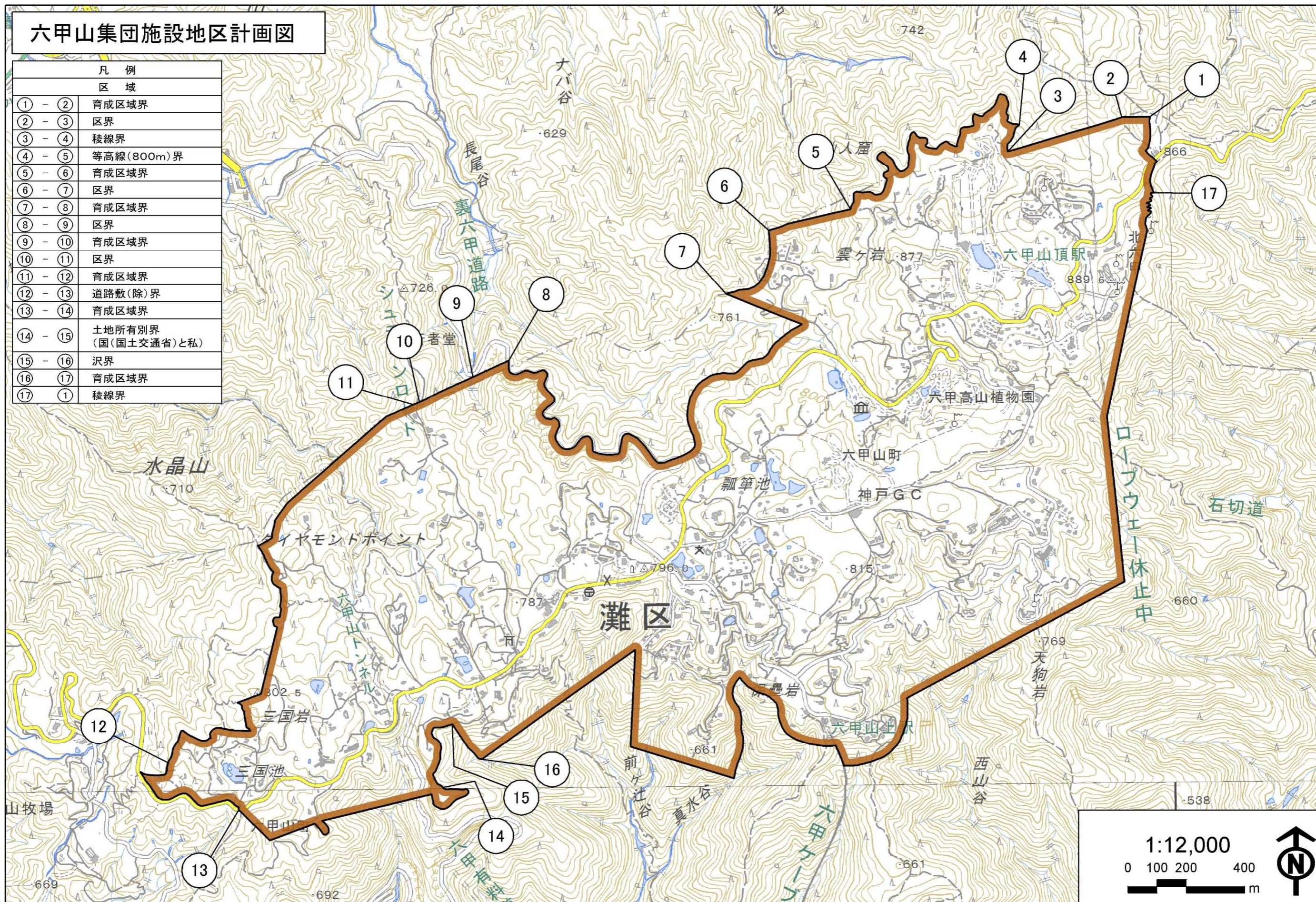
(表 11：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針	面積 (ha)
1	六甲山	兵庫県神戸市灘区六甲山町	本地区は、六甲地域中央部に位置し、明治期より避暑地として保養所、別荘の整備が行われてきた地域である。風景(眺望)鑑賞や自然散策、登山などをはじめとした野外レクリエーションを快適に楽しむための拠点となる施設を計画するものとする。	六甲山整備計画区	六甲地域中央部の利用拠点として、自然環境や登山道の情報発信・学習等の拠点施設とともに、自然探勝や野外レクリエーション、風景(眺望)鑑賞、休憩、宿泊・野営など多様なニーズに対応するため、既存の施設を含めて、各種利用施設を一体的に整備する。なお、整備にあたっては主要な眺望点からの見え方に配慮し、良好な風致景観の維持に努める。	430.0
				道路(車道)	地区内の山上施設を回遊するルートとして整備する。	—
				道路(歩道)	地区内を周遊できるよう歩道網の整備を図る。	—
				面積計	国 公 私	0.6 54.4 375.4

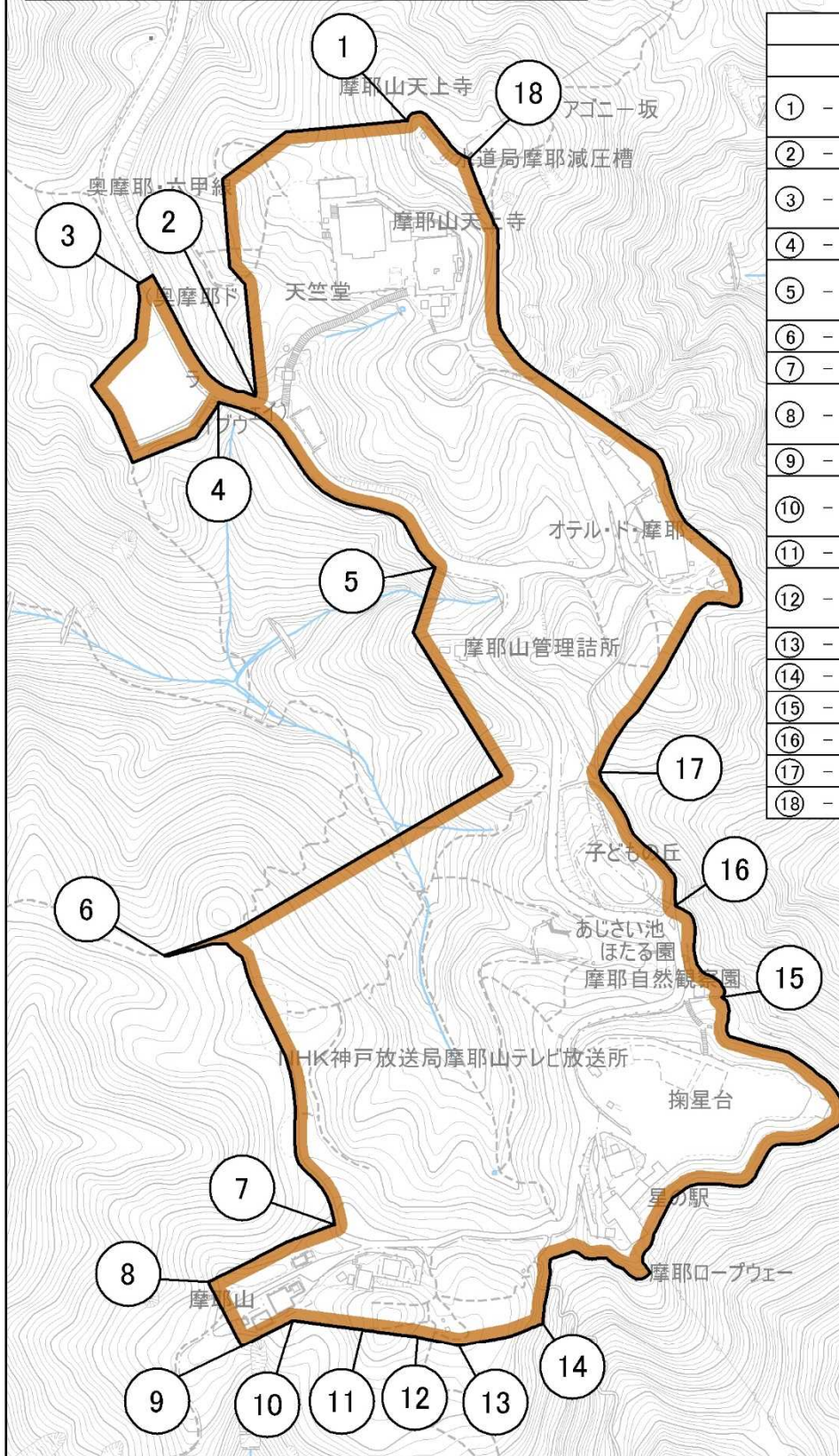
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針			面積 (ha)
					430.4			
2	摩耶山	兵庫県神戸市灘区摩耶山町	本地区は、六甲地域西部摩耶山頂付近に位置し、周辺にはアカガシ林等、比較的良好な自然が残っている。風景（眺望）鑑賞や自然散策、登山などの野外レクリエーションや自然学習の他、寺社参拝等の利用拠点となる施設を計画するものとする。	摩耶山整備計画区	六甲地域西部の利用拠点として、自然環境や登山道の情報発信・学習等の拠点施設とともに、自然探勝や風景（眺望）鑑賞、宿泊・野営などのニーズに対応するため、各種利用施設を一体的に整備する。なお、整備にあたっては、良好な自然環境の維持に努める。			15.5
					面積計	国	公	
				0.3		11.2	4.1	
				15.5				

六甲山集团施設地区計画図

凡例	
区域	
① - ②	育成区域界
② - ③	区界
③ - ④	稜線界
④ - ⑤	等高線(800m)界
⑤ - ⑥	育成区域界
⑥ - ⑦	区界
⑦ - ⑧	育成区域界
⑧ - ⑨	区界
⑨ - ⑩	育成区域界
⑩ - ⑪	区界
⑪ - ⑫	育成区域界
⑫ - ⑬	道路敷(除)界
⑬ - ⑭	育成区域界
⑭ - ⑮	土地所有別界 (国(国土交通省)と私)
⑮ - ⑯	沢界
⑯ - ⑰	育成区域界
⑰ - ①	稜線界

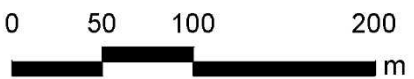


摩耶山集団施設地区計画図



凡 例	
区 域	
① - ②	土地所有界 (国土交通省と民地)
② - ③	道路敷(含)界
③ - ④	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
④ - ⑤	道路敷(含)界
⑤ - ⑥	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
⑥ - ⑦	道路(歩道)敷(含)界
⑦ - ⑧	道路中心線より20m界
⑧ - ⑨	図上確定界 (道路端部の延長線)
⑨ - ⑩	道路中心線より25m界
⑩ - ⑪	図上確定界 (国有林界の延長線)
⑪ - ⑫	国有林界
⑫ - ⑬	図上確定界(国有林界 の両端を結ぶ)
⑬ - ⑭	国有林界
⑭ - ⑮	等高線(680m)界
⑮ - ⑯	区町界
⑯ - ⑰	道路(歩道)敷(含)界
⑰ - ⑱	区町界
⑱ - ①	道路敷(含)界

1:4,000



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 12：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
42	園地	兵庫県神戸市（摩耶中腹）	天上寺跡地を中心に、歴史と自然探勝のための園地として整備する。

次の単独施設を変更する。

(表 13：単独施設変更表)

現 行					新 規		理由
番号	種類	位置	整備方針	告示年月日	位置	整備方針	
39	園地	兵庫県芦屋市 （東お多福山）	展望及び休憩機能を備えた路傍園地とする。	昭 59. 6. 15 告示	兵庫県神戸市、 芦屋市 （東お多福山）	変更なし	神戸市域を事業範囲に追加するため。

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	園地	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
3	宿舎	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
4	運動場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
5	公衆便所	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
6	野営場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
7	植物園	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
8	駐車場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
9	博物展示施設	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
16	乗馬施設	兵庫県神戸市灘区（六甲山牧場）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
22	園地	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
23	宿舎	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
24	駐車場	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
25	博物展示施設	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
33	野営場	兵庫県西宮市（蓬莱峡）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
34	園地	兵庫県西宮市（船坂）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
37	宿舎	兵庫県芦屋市（奥池）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
40	野営場	兵庫県芦屋市（四ツ目岩）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を削除する。

(表 15 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
2	表六甲回遊線	起点—兵庫県神戸市灘区 (高山植物園・車道分岐点) 終点—兵庫県神戸市灘区 (記念碑台・車道合流点) 終点—兵庫県神戸市灘区 (西谷山・車道合流点)	六甲ケーブル山上駅	平 13. 3. 30 告示	六甲山集団施設地区へ振り替えるため。

b 歩道

次の歩道を変更する。

(表 16 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
7	徳川道線	起点—兵庫県神戸市灘区 (杣谷・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (杣谷峠・歩道合流点)	杣谷峠	平9. 12. 16告示	7	カスケードバレイ線	起点—兵庫県神戸市灘区 (杣谷・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (杣谷峠・歩道合流点)	杣谷峠	渓谷探勝コースとして 既存歩道の整備を 図る。	徳川道は別の区間の呼称であり、当該区間は一般的にカスケードバレイと呼称されているため事業名を変更するもの。
11	唐櫃道線	起点—兵庫県神戸市北区 (長尾谷・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点) 起点—兵庫県神戸市灘区 (歩道分岐点) 終点—兵庫県神戸市灘区 (表六甲ドライブウェイ合流点)	シュライン ロード アイスロー ド	昭59. 6. 15告示	11	唐櫃道線	起点—兵庫県神戸市北区 (長尾谷・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点) 起点—兵庫県神戸市灘区 (歩道分岐点) 終点—兵庫県神戸市灘区 (水車新田・国立公園境界)	シュライン ロード アイスロー ド	六甲山系中央におけ る山越えルートとし て既存歩道の整備を 図る。	利用の実態を踏まえ、一部区間を追加するもの。
12	油こぶし線	起点—兵庫県神戸市灘区 (寒天道・国立公園境界) 起点—兵庫県神戸市灘区 (土橋・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点)	油こぶし	昭59. 6. 15告示	12	油こぶし線	起点—兵庫県神戸市灘区 (寒天道・国立公園境界) 起点—兵庫県神戸市灘区 (土橋・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (車道合流点)	油こぶし	表六甲の登山路の1 つとして既存歩道の 整備を図る。	一部区間を集団施設地区に振り替えるため。
16	ロックガーデン周遊線	起点—兵庫県神戸市東灘区 (歩道分岐点) 終点—兵庫県神戸市東灘区 (打越山・国立公園境界)	風吹岩 横池 雨ヶ峠	昭59. 6. 15告示	16	ロックガーデン周遊線	起点—兵庫県神戸市東灘区 (歩道分岐点) 終点—兵庫県神戸市東灘区 (打越山・国立公園境界)	風吹岩 横池 雨ヶ峠	ロックガーデンを周 遊するコースとして 既存歩道の整備を図 る。	利用の実態を踏まえ、一部区間を追加するもの。

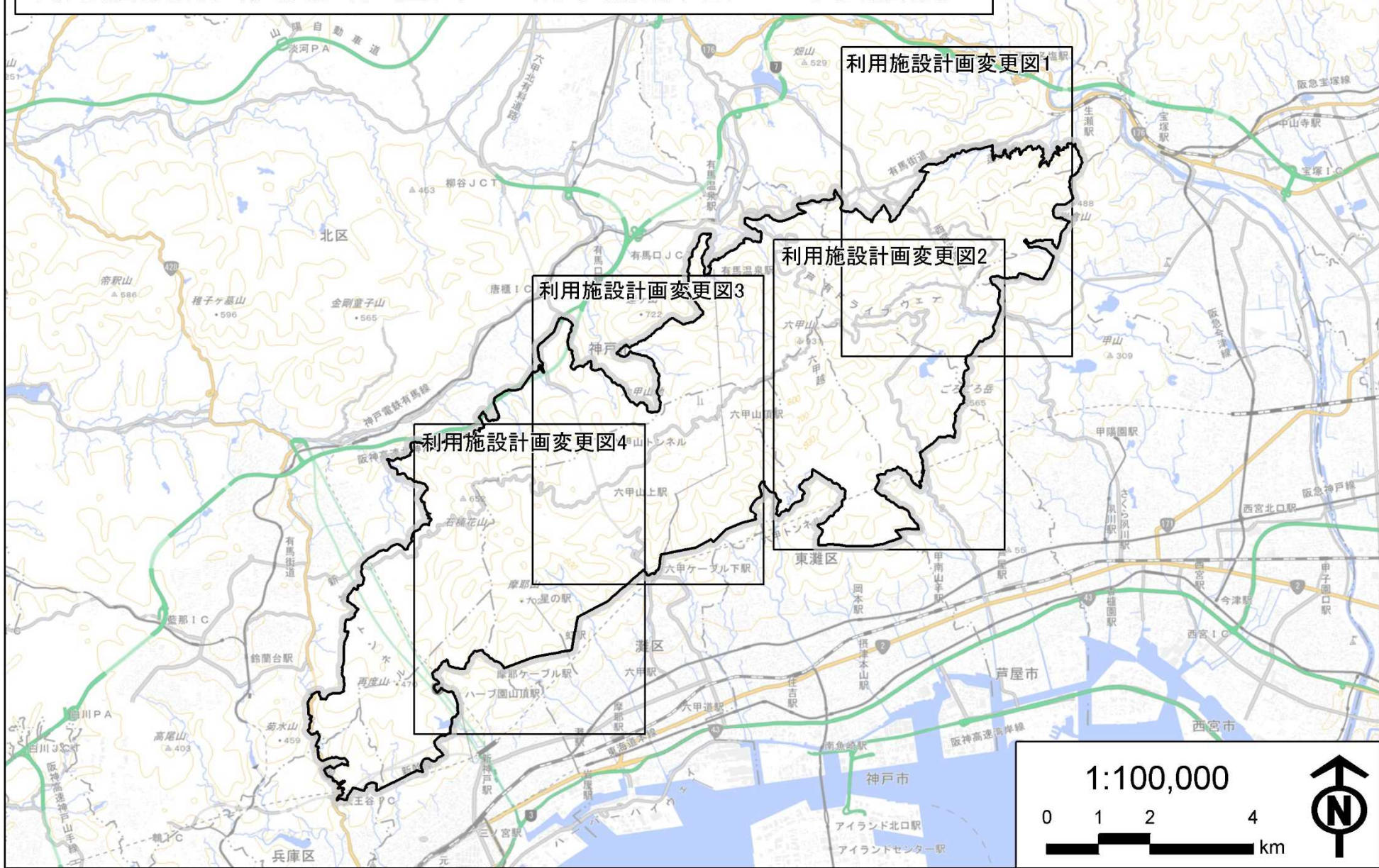
現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
		終点—兵庫県神戸市東灘区 (金鳥山・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市灘区 (高座谷・国立公園境界)					終点—兵庫県神戸市東灘区 (金鳥山・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市東灘区 (高座谷・国立公園境界) 終点—兵庫県神戸市東灘区 (蛙岩・国立公園境界)			
17	東お多福山ご ろごろ岳周遊 線	起点—兵庫県神戸市東灘区 (雨ヶ峠・歩道分岐点) 終点—兵庫県芦屋市 (ごろごろ岳・国立公園境界)	東お多福山 奥池 宝殿 ごろごろ岳	昭59.6.15告示	17	東お多福山ご ろごろ岳周遊線	起点—兵庫県神戸市東灘区 (雨ヶ峠・歩道分岐点) 終点—兵庫県芦屋市 (ごろごろ岳・国立公園境界) 終点—兵庫県芦屋市 (芦有ドライブウェイ合流点)	東お多福山 奥池 宝殿 ごろごろ岳	奥池周辺を周遊する コースとして既存歩 道の整備を図る。	利用の実態を踏まえ、一部区間 を追加するもの。

次の歩道を削除する。

(表 17 : 道路 (歩道) 変更表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
6	西六甲線	起点—兵庫県神戸市北区 (かわうそ池・歩道分岐) 終点—兵庫県神戸市北区 (森林植物園・歩道合流点)		平 9.12.16 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
18	船坂谷線	起点—兵庫県西宮市 (船坂谷・国立公園境界) 終点—兵庫県西宮市 (鳥居茶屋・歩道合流点)	船坂谷	昭 59.6.15 告示	難コースで一般向け利用に適さないため。

利用施設計画変更図位置図 1 (集団施設地区・単独施設)



利用施設計画変更図位置図 2 (道路)

